

令和2年第12回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和2年11月25日（水）午前9時00分

2 閉 会 日 時 令和2年11月25日（水）午前9時26分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員	1 番 山 口 満	5 番 大 谷 健 人
	2 番 舟 山 孝 夫	6 番 安 部 茂
	3 番 舟 山 秋 子	7 番 横 山 信 一
	4 番 小 嶋 剛	

5 出席した職員

事務局長	磯 部 俊 二
事務局次長	渡 邊 久 光
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	大 谷 虎 之 介

6 付 議 案 件

議第 2 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 2 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
(所有権移転)

報 第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和2年第12回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは、議第25号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第25号 番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1番委員 11月20日9時から■■■の■■■さんに立ち会っていただき現地に行きました。その辺は、だいぶ前から■■■さんで、そばとして転作で耕作しているところでした。前に■■■として契約をしていましたが、今は■■■さんがしているということで、貸し手から申し出があったため、こういう契約になったということでした。1年ということでしたがってお聞きしたところ、そばもなかなか大変なので今後も色々経営の見直しのためということで、とりあえず短期で貸していただいたということでした。■■■さんには問題ないと思って報告します。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。ございませんか。

議 長 無いようございますので、採決いたします。議第25号 番号1について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 2 5 号 番号 1 について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第 2 5 号 番号 2 について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 1 1 月 2 1 日 1 0 時から現地で立ち会いを行いました。前段に■■■さんの方に電話を差し上げたところ、仕事で立ち会い出来ないということでしたので、内容について確認させていただいて、問題ないということでしたので、■■■の代表の■■■さんに現地に来ていただいて確認をさせていただきました。場所は地図にもありますように、町原となっておりますが芹出のところにあります。以前から相対での貸し借りとなっておりまして、半分近くは成長しておりまして、残りは見えない状況になっておりまして、植栽したが中々育ちが悪いということでした。管理面については、もう少し丁寧な管理をするように指導しましたが、今回の新たな契約については、隣接する部分への浸食等の問題点は見つからず、問題と思いません。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようございますので、採決いたします。議第 2 5 号 番号 2 について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 2 5 号 番号 2 について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第 2 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

4 番委員 2 1 日に井上推進委員と現地に行きまして、譲受人の■■■さんの父親であります■■■さんと譲渡人であります■■■さんの旦那さんである■■■さんの二人に立ち会いをいただきまして、現地を確認させていただきました。場所については事務局から説明があったように、転用の許可の下りた場所の後ろの残りのところになります。住宅の裏手となっておりまして、プラントとナウエルの駐車場の間になっていまして、特段雪捨て場として支障があるような場所ではなかった。住宅地等々での影響はないと判断させていただきました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いします。

2 番委員 転用の理由はわかりました。転用に係る事業又は施設の概要についてですが、転用して地目は何になりますか。

事 務 局 転用してそこに耕作も何も出来ない状態になりますので、現況は原野になります。

2 番委員 そういうところはたくさんあるのですか。

事 務 局 雪捨て場での転用については、昔はあったかと思いますが、最近は記憶にありません。基本的に、法務局の方では建物が建っていれば宅地、耕作していれば田・畑等の農地、木が植えてあれば山林と大きなものに分かれておりますので、それ以外は何もなければ原野となります。

2 番委員 農業委員会では、農地から転用では原野ということで、理由さえしっかりしていれば、5 条に抵触しなければいいということですか。

事 務 局 農業委員会としては、農地を農地以外のものに転用するので許可くださいということについて、色々な規定がありまして、そして農地法の法律がありますので、それに抵触しないのであれば認めます。認めたものをもって、地権者が法務局に登記します。あくまでも法務局の判断になります。農業委員会としては、農地以外のものですと審査しているだけとなります。

2 番委員 理解しました。逆に、そこを畑に戻すとなるとまた転用申請が必要になるのか。

事 務 局 それはできない。土地改良をするのであれば、土地改良法に基づいて換地をかけて畑にすることはできるが、転用申請ではできないと思います。

2 番委員 わかりました。

議 長 他ございませんか。

議 長 無いようございますので、採決いたします。議第 2 6 号について、原案どおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 2 6 号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、報第 8 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について」を上程します。報第 8 号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 1 2 回小国町農業委員会総会の日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午前 9 時 2 6 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和2年11月25日

議 長

署名委員

署名委員